

返戻金制度

被紹介者の早期退職に対する報酬の返還

1. 採用された被紹介者が入社日から3ヶ月以内に被紹介者の都合により退職した場合には、規定に手数料の50%を返還する。
2. 被紹介者に対する処遇その他労働条件が採用決定時に明示された労働契約内容と著しく異なることなど、専ら甲の責めによるべき事由による退職である場合には、この限りではない。
3. 被紹介者の退職に伴い本条に定める返金を行った日から6ヶ月以内に、被紹介者を再度採用した場合には、雇用等の関係が継続していたものとみなし、手数料の50%を、直ちに支払わなければならない。

事業所名称 株式会社 TrY

事業所所在地 北海道小樽市桜1-13-9